

亀山市公告第1号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和元年5月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月25日（木）まで

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市契約規則第2条第5項の入札参加資格者名簿の取扱い業務に「建築関係コンサルタント」の記載がされていること。
- (4) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合にあつ

ては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（６）市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（７）事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（８）過去１０年間（平成２１年４月１日から平成３１年３月３１日まで）に国、地方公共団体等（国及び地方公共団体が関係する独立行政法人等を含む。）の庁舎（学校、幼稚園、保育園、病院、駐車場棟、清掃施設、下水道処理場、観光施設、文化施設及びスポーツ施設等を除く。）の整備（延床面積５，０００㎡以上）に係る基本計画（業務や計画の名称に関係なく、本市の新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書に係る内容を含むものであれば可能とする。）の策定に関する業務実績を有していること。

（９）参加表明書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して３月以上の雇用関係があり、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士の資格を有する技術者を配置できること。

3 担当部署

亀山市総合政策部財務課契約管財グループ

〒５１９－０１９５

三重県亀山市本丸町５７７番地

電話 ０５９５－８４－５０２５

ファクシミリ ０５９５－８２－９９５５

電子メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

4 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和元年5月10日(金)から同年6月20日(木)まで
(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時
15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書

5 参加意思表示手続

プロポーザル参加希望者は、プロポーザル参加意思表示書及び資料を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和元年5月10日(金)から同月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

6 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加表明した者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和元年5月27日(月)から同年6月20日(木)まで
(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時
15分まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）とする。

7 その他

(1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

(3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

(4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

(5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。

(6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）に基づき、提出書類等を公開することがある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

(8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。

- (10) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (13) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している新庁舎整備に関する設計業務の入札等への参加を制限することはない。